

伊 勢 市 公 報

第 38 号
平成 19 年 6 月 5 日
火 曜 日

目 次

| | 頁 |
|---------------------------|----|
| 規 則 | |
| ○ 伊勢市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則 | 2 |
| 告 示 | |
| ○ 道路の区域変更について | 4 |
| ○ 道路の供用開始について | 5 |
| ○ 道路の区域変更について | 6 |
| ○ 道路の供用開始について | 7 |
| ○ 道路の区域変更について | 8 |
| ○ 道路の供用開始について | 9 |
| ○ 道路の区域変更について | 10 |
| ○ 道路の供用開始について | 11 |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について | 12 |
| 教育委員会告示 | |
| ○ 教育委員会会議の招集について | 13 |
| 上下水道事業告示 | |
| ○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について | 14 |
| ○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について | 15 |
| ○ 流域関連公共下水道の供用開始について | 16 |
| ○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について | 17 |
| 公 告 | |
| ○ 伊勢市国民保護計画の変更について | 18 |

伊勢市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 5 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 29 号

伊勢市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

伊勢市児童手当事務取扱規則（平成 17 年伊勢市規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項及び第 12 条第 1 項各号列記以外の部分中「法附則第 7 条第 4 項」を「法附則第 7 条第 5 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 60 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 19 年 5 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|-------|---------|--|------|---------------|------------|
| 市道 | 荘 24 号線 | 二見町西字辻 1273 番 2 地先から 二見町西字辻 1291 番 4 地先まで | 旧 | 5.1~7.9 | 59.5 |
| | | | 新 | 5.1~18.3 | 59.5 |

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 61 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 19 年 5 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 |
|---------|--|
| 庄 24 号線 | 二見町西字辻 1273 番 2 地先から 二見町西字辻 1291 番 4 地先まで |

供用開始の期日 平成 19 年 5 月 28 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 62 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 19 年 5 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|-------|--------|---|------|---------------|------------|
| 市道 | 西 2 号線 | 二見町西字大蔵 1498 番 1 地先から 二見町今一色字山中 699 番 3 地先まで | 旧 | 4.3 | 50.0 |
| | | | 新 | 4.3~10.2 | 50.0 |

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 63 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 19 年 5 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 |
|---------|---|
| 西 2 号 線 | 二見町西字大蔵 1498 番 1 地先から 二見町今一色字山中 699 番 3 地先まで |

供用開始の期日 平成 19 年 5 月 28 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 64 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 19 年 5 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|-------|--------|--|------|---------------|------------|
| 市道 | 荘 3 号線 | 二見町荘字小脇 2098 番地先から 二見町荘字小脇 2092 番地先まで | 旧 | 11.5～11.9 | 42.5 |
| | | | 新 | 11.9～26.4 | 42.5 |

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 65 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 19 年 5 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 |
|---------|--|
| 庄 3 号 線 | 二見町庄字小脇 2098 番地先から 二見町庄字小脇 2092 番地先まで |

供用開始の期日 平成 19 年 5 月 28 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 66 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 19 年 5 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|-------|--------|--|------|---------------|------------|
| 市道 | 荘 3 号線 | 二見町荘字坊北浦 1790 番 1 地先から 二見町荘字坊北浦 1788 番 3 地先まで | 旧 | 11.0～18.8 | 7.5 |
| | | | 新 | 11.0～28.1 | 7.5 |

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 67 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 19 年 5 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 |
|---------|--|
| 庄 3 号 線 | 二見町庄字坊北浦 1790 番 1 地先から 二見町庄字坊北浦 1788 番 3 地先まで |

供用開始の期日 平成 19 年 5 月 28 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 68 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
中小俣自治区から次のとおり変更の届出がありましたので、同条第 10 項の
規定により告示します。

平成 19 年 5 月 29 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 補 永 行 保

伊勢市小俣町元町 1193 番地

変更後 松 本 保 明

伊勢市小俣町元町 476 番地

伊勢市教育委員会告示第4号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成19年5月22日

伊勢市教育委員会
委員長 角前 泰之

記

- 1 日 時 平成19年5月28日（月）午後1時30分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会小俣総合支所 2階第1・2会議室
- 3 会議に付する事件

議案第10号 奨学生の決定について

議案第11号 伊勢市立図書館協議会委員の任命について

伊勢市上下水道事業告示第 32 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 19 年 5 月 16 日

伊勢市長 森 下 隆 生

| 指定 番号 | 工事店名 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|----------|------|------------------------|-----------------|
| 312 | 中川設備 | 多気郡明和町大字上村 90 番地 54 | 平成 19 年 5 月 8 日 |

伊勢市上下水道事業告示第 33 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 19 年 5 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

| 指定 番号 | 事業者名 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|----------|------|------------------------|------------------|
| 268 | 中川設備 | 多気郡明和町大字上村 90 番地 54 | 平成 19 年 5 月 15 日 |

伊勢市上下水道事業告示第 34 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、伊勢市上下水道部下水道建設課に備え置いて、平成 19 年 5 月 18 日から 2 週間、一般の縦覧に供します。

平成 19 年 5 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 19 年 6 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
船江 1 丁目、船江 4 丁目、宮後 3 丁目、小木町及び御菌町長屋の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市上下水道事業告示第 35 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 19 年 5 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

| 指定 番号 | 工事店名 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|----------|------|---------------------|------------------|
| 181 | 角水道 | 伊勢市河崎 3 丁目 13 番 5 号 | 平成 19 年 5 月 24 日 |

伊勢市公告第 31 号

伊勢市国民保護計画を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 35 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により、次のとおり変更後の伊勢市国民保護計画を公表します。

平成 19 年 5 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市総務部危機管理課に備え置いて縦覧に供します。